

# 証 明 書

地方自治法第7条第1項及び第260条第1項の規定により、平成22年3月23日から次のように変更したことを証明します。

市町村の廃置分合(地方自治法第7条第1項関係)

新	旧
鹿児島県 始良市	鹿児島県 始良郡加治木町
	鹿児島県 始良郡始良町
	鹿児島県 始良郡蒲生町

町又は字の区域(地方自治法第260条第1項関係)

新	旧	新	旧
加治木町朝日町	朝日町	永池町	永池町
加治木町仮屋町	仮屋町	永瀬	永瀬
加治木町木田	木田	中津野	中津野
加治木町錦江町	錦江町	鍋倉	鍋倉
加治木町小山田	小山田	西始良一丁目	西始良一丁目
加治木町新生町	新生町	西始良二丁目	西始良二丁目
加治木町新富町	新富町	西始良三丁目	西始良三丁目
加治木町諏訪町	諏訪町	西始良四丁目	西始良四丁目
加治木町反土	反土	西宮島町	西宮島町
加治木町西別府	西別府	西餅田	西餅田
加治木町日木山	日木山	東餅田	東餅田
加治木町辺川	辺川	平松	平松
加治木町港町	港町	深水	深水
加治木町本町	本町	船津	船津
		増田	増田
池島町	池島町	宮島町	宮島町
大山	大山	脇元	脇元
上名	上名		
北山	北山	蒲生町漆	漆
木津志	木津志	蒲生町上久徳	上久徳
三拾町	三拾町	蒲生町北	北
下名	下名	蒲生町下久徳	下久徳
住吉	住吉	蒲生町白男	白男
寺師	寺師	蒲生町西浦	西浦
豊留	豊留	蒲生町久末	久末
		蒲生町米丸	米丸

令和 年 月 日

始良市長 湯元 敏浩